

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年12月3日
【事業年度】	第55期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社フジミインコーポレーテッド
【英訳名】	FUJIMI INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 越山 彰
【本店の所在の場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領2丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 石井 和廣
【最寄りの連絡場所】	愛知県清須市西枇杷島町地領2丁目1番地1
【電話番号】	052-503-8181（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 石井 和廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出した第55期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6. コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 頁で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6. 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (4) 〈省略〉

(訂正後)

(1) ~ (4) 〈省略〉

(5) 取締役の員数等に関する定款の定め

① 取締役の員数

当社は、取締役の員数について、10名以内とする旨を定款で定めております。

②取締役の選任方法

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己の株式の取得

当社は、資本政策を機動的に遂行することが可能となるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

②剰余金の配当

当社は株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年9月30日を基準日とし、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款で定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することによって株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。